

令和4年度 第7回柿崎区地域協議会次第

日時：令和4年9月20日（火） 午後6時～
場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 諮問事項

- (1) 新市建設計画の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1

5 協議事項

- (1) 地域活性化の方向性の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料2

6 報告事項

- (1) 地域協議会会長会議の内容について
- (2) 「(仮称) 地域独自の予算」の概要（案）について
・・・・・・・・ 資料3 資料4 資料5 資料6
- (3) 柿崎保健センターの用途変更について
- (4) 柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告・・・・・・・・ 資料7 資料8

7 その他

- (1) 第21回柿崎空き家活かそうプロジェクト会議の開催について
日 時：令和4年9月27日（火） 午後6時～
会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 市民活動室

(2) 第8回柿崎区地域協議会の開催について

日 時：令和4年10月18日（火） 午後6時～

会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

(3) 第5回地域協議会だより編集委員会の開催について

日 時：令和4年10月18日（火） 地域協議会終了後

会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

8 閉 会



資料No. 1

上企第 29045-20 号
令和 4 年 8 月 9 日

柿崎区地域協議会
会長 吉井 一寛 様

上越市長 中川 幹 太
(企画政策部企画政策課)



新市建設計画の変更について (諮問)

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第82号 新市建設計画の変更について

※ 諮問内容については、別紙のとおり。

[諮問理由]

新市建設計画に登載した事業で、令和5年度以降に合併特例債の活用が見込まれるものがあることを受け、新市建設計画の変更を行うに当たり、「新市建設計画の変更案」を別紙のとおりとすることについて、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

新市建設計画の変更案

I 序論

「2 計画策定の方針」の「(3)計画の期間」

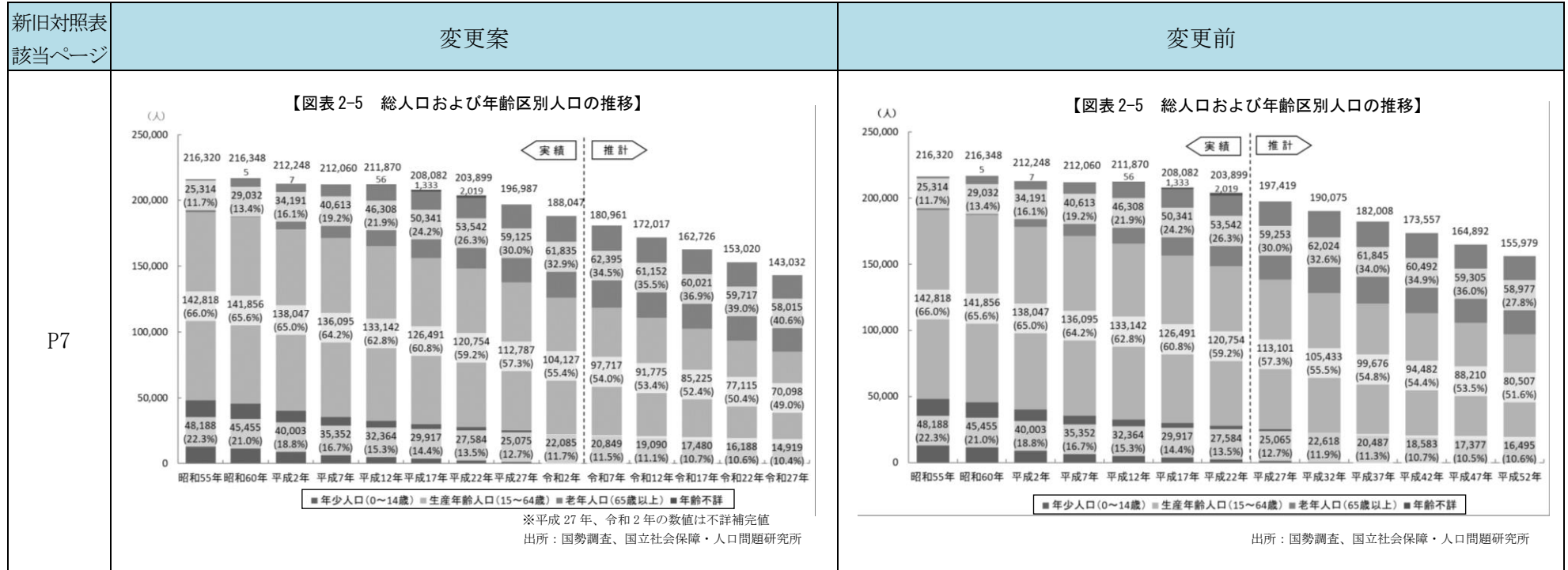
新旧対照表 該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P3	この計画は、平成 17 年度から令和 11 年度までの 25 か年を計画期間とします。	この計画は、平成 17 年度から平成 34 年度までの 18 か年を計画期間とします。	○合併特例債発行可能期間に合わせ、計画期間を改める。

II 新市の概況

「3 人口・世帯」の「(2)人口の将来見通し」

新旧対照表 該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P7	<p>今後も少子化の傾向は変わらず、人口の減少が続くものと予測されていることから、新しい上越市の人口は、令和 27 年には 14 万 3 千人と、平成 12 年より約 6 万 9 千人 (32.5%) 減少する可能性があります。</p> <p>年齢区分別に見ると、65 歳以上の老年人口は実数、割合ともに増加する見通しであり、平成 12 年では、高齢者は「5 人に 1 人以上」ですが、令和 27 年には「2.5 人に 1 人以上」の水準まで高まります。</p> <p>一方、児童・生徒などの年少人口や、地域の担い手となる生産年齢人口は減少していきます。特に生産年齢人口の減少は顕著であり、平成 12～令和 27 年の間に約 6 万 3 千人減少する見通しです。これは、平成 12 年時点で地域にいた働き手のうち、「2 人に 1 人」がいなくなることに等しく、この地域の活力を維持していく上で必要な「人」が更に不足することになります。</p>	<p>今後も少子化の傾向は変わらず、人口の減少が続くものと予測されていることから、新しい上越市の人口は、平成 52 年には 15 万 6 千人と、平成 12 年より約 5 万 6 千人 (26.4%) 減少する可能性があります。</p> <p>年齢区分別に見ると、65 歳以上の老年人口は実数、割合ともに増加する見通しであり、平成 12 年では、高齢者は「5 人に 1 人以上」ですが、平成 52 年には「3 人に 1 人以上」の水準まで高まります。</p> <p>一方、児童・生徒などの年少人口や、地域の担い手となる生産年齢人口は減少していきます。特に生産年齢人口の減少は顕著であり、平成 12～52 年の間に約 5 万 3 千人減少する見通しです。これは、平成 12 年時点で地域にいた働き手のうち、「3 人に 1 人以上」がいなくなることに等しく、この地域の活力を維持していく上で必要な「人」が更に不足することになります。</p>	○総人口及び年齢別人口の将来推計値について、平成 27 年の人口見直し時から数値の変動があるため、人口見通しを最新の数値に改める。

○統計データ等を、最新のデータに修正する。



Ⅲ 新市建設の基本方針

○計画改定後の社会状況の変化等により、現状と合わなくなっている文言等を修正する。

新旧対照表 該当ページ	変更案	変更前	変更理由
P14	<p>14 市町村の人口は現在 21 万人を超える規模に達していますが、昭和 60 年より続く減少傾向は今後も続くと見込まれ、このままでは 45 年後には現在の 68%程度にまで人口が減少する見通しです。このような中、老年人口（65 歳以上）は増加を続け、45 年後には「2.5 人に 1 人以上」の割合まで高まります。この一方で、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は共に減少する見通しであり、地域社会の高齢化は急速に進展することが予想されます。</p> <p>特に、地域力を維持する上で必要不可欠な活力源である「働き手」世代である生産年齢人口が大きく減少する問題（平成 12～令和 27 年の間に約 6 万 3 千人減少）は深刻です。</p>	<p>14 市町村の人口は現在 21 万人を超える規模に達していますが、昭和 60 年より続く減少傾向は今後も続くと見込まれ、このままでは 40 年後には現在の 74%程度にまで人口が減少する見通しです。このような中、老年人口（65 歳以上）は増加を続け、40 年後には「3 人に 1 人以上」の割合まで高まります。この一方で、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は共に減少する見通しであり、地域社会の高齢化は急速に進展することが予想されます。</p> <p>特に、地域力を維持する上で必要不可欠な活力源である「働き手」世代である生産年齢人口が大きく減少する問題（平成 12～ 52 年の間に約 5 万 3 千人減少）は深刻です。</p>	<p>○更新した人口見通しと整合を図るため、文章を改める。</p>

Ⅳ 新市の施策

○変更なし

Ⅴ 新市における県事業の推進

○変更なし

Ⅵ 公共施設の適正配置と整備

○変更なし

Ⅶ 行財政運営

○変更なし

VIII 財政計画

○計画期間の延長にあわせて収支の均衡が図られた平成 17 年度から令和 12 年度までの財政計画に変更する。

※第 3 次財政計画は地域協議会への諮問事項ではないが、現在策定中であり、変更後の案を示すことができないことから、策定後に掲載する。

柿崎区地域協議会 地域活性化の方向性 委員提案

No.	柿崎区の地域活性化に向けて 構成要素
1	<p>柿崎区の <u>自然（海・山・沢・田んぼ）</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>観光・U I J ターン・地場産業を推進し</u> ます。</p> <p>① 米山と柿崎、米山と田んぼ、山の沢と暮らしの魅力を発信する。 ② 海・山・川・田んぼ、柿崎の豊かな自然をアピールする。 ③ 子どもたちが柿崎を愛し、柿崎で暮らしたいと思える環境作りを推進する。 ④ 木崎山の整備（ハード）と柿崎景家の魅力を発信する。 ⑤ 行政・振興会・商工会・観光協会・町内会長会等が定期的に集まって地域活性化について協議する。</p>
2	<p>柿崎区の <u>豊かな自然</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>地場産業の活性化を図り、人々が暮らしやすい街づくりを目指し</u> ます。</p> <p>■ 豊かな自然 ① 夕日が沈む日本海 ② 信仰の山 米山 ③ 米山山麓に広がるブナ原生林 ④ ブナ原生林を水源とする柿崎川 ⑤ 緑豊かな頸北平野</p> <p>■ 地場産業の活性化 ⑥ 米に代表される農産物の活性化を図る。 ⑦ 柿崎港から水揚げされる海産物を育成する。 ⑧ 柿崎川を遡上する漁産物を育成する。 ⑨ 主力工場で生産される工業製品の活性化を図る。</p> <p>■ 人々が暮らしやすい街へ ⑩ U I J ターン促進で人口減少を食い止める。 ⑪ 移住促進策を充実し外部から人の流入を図る。 ⑫ 公共交通を充実し過疎化難民を解消する。 ⑬ 医療体制を維持する。 ⑭ 買い物難民を解消する。 ⑮ 子育てしやすい環境づくりをめざす。</p>
3	<p>柿崎区の <u>自然とインフラに恵まれた地域</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>交流人口の増加とつながりのある持続可能な地域を目指し</u> ます。</p> <p>① 海と山の両方に恵まれた自然環境の魅力の発信 ② 若い世代が愛着を増すような環境作りや、地域全体や地区毎に参加したいと思えるような行事等の企画 ③ 国道（高速道路）、鉄道、病院などの生活の基盤となるインフラ施設の維持 ④ ⑤</p>
4	<p>柿崎区の <u>人の温かさ、自然の恵み</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>交流人口の増加を目指し</u> ます。</p> <p>① 海と山、両方に恵まれた自然の魅力の発信 ② 海釣りができる釣り場の整備 ③ 四季折々の柿崎の風景、人々の暮らしぶりの情報の発信 ④ ⑤</p>
5	<p>柿崎区の <u>豊かな自然</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>住む人、訪れる人の地域への愛着を育み</u> ます。</p> <p>① 棚田から見る海と空が一体となる景観の発信 ② 米山を登山の山としてではなく、日本三大薬師の山として対外的なアピール効果 ③ 密蔵院の彫刻の美、米山古道の対外的アピール ④ ⑤</p>

柿崎区地域協議会 地域活性化の方向性 委員提案

No.	柿崎区の地域活性化に向けて 構成要素
6	<p>柿崎区の <u>自然（海、山、田んぼ）</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>観光・UIJターン・地場産業を推進し</u> ます。</p> <p>① 米山と柿崎、米山と田んぼ、山の沢と暮らしの魅力を発信する。 ② 子どもたちが柿崎を愛し、暮らしたいと思える環境づくりを推進する。 ③ 海が見える田んぼの魅力をフォトコンテストなどを企画し発信する。 ④ ⑤</p>
7	<p>柿崎区の <u>豊かな自然</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>デジタル田園都市構想の最先端をいく街の実現を目指し</u> ます。</p> <p>① 快適な田舎暮らしの可能性、魅力の発信 ② 地域の企業と協同、デジタル田園都市 ③ 隣接の地域とのコラボレーション ④ 私たちが直面する課題の解決 ⑤</p>
8	<p>柿崎区の <u>海あり山あり</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>春・夏・秋と人が訪れてくれる地域を目指し</u> ます。</p> <p>① 海・山のレジャーには、車を止める場所が必要。そこで、駐車場を整備する。 ② 空き家を利用して、レジャーの場所を提供する。 ③ 直海浜の漁港を活かしたイベントの充実 ④ ⑤</p>
9	<p>柿崎区の <u>スポーツ施設</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>区民の交流や健康の促進を目指し</u> ます。</p> <p>① 柿崎ドームを中心としたスポーツ施設でイベントや大会を開催し、区民同士の交流の場とする。 ② イベント（ウォーキング、ランニング、体操、講座、体力測定）等 ③ 大会（バレーボール、スポレック、ボッチャ、ソフトボール）等 ④ 老若男女が集い交流する場を作れたらいいと思います。 ⑤ スポーツ施設に拘らずハイキングや区民参加型の米山登山もいいと思います。</p>
10	<p>柿崎区の <u>海と山と農業がある</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>地域内外へ柿崎区の山間地農業の魅力を発信し、後継者を養い</u> ます。</p> <p>① 海が見える田んぼの魅力をフォトコンテストなどを企画し発信する。 ② 食料自給率向上の必要性をWEBセミナーなどを企画し発信 ③ 米を活用したスローフードのすばらしさをイベントを企画し発信 ④ 未経験者でも農業に興味を持てるイベントの企画 ⑤ 学生世代に家族や地域への愛着が増すようなイベントの企画</p>
11	<p>柿崎区の <u>生活基盤と自然の恵みが享受できる</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>自然に囲まれた、コンパクトな田園都市を実現し移住・定住を促進し</u> ます。</p> <p>① 快適な田舎暮らしの可能性を発信 首都圏から二時間、高速道路のインターチェンジ、JRの駅もある街。食品スーパー、ホームセンター、病院等「生活に必要な施設と多様な自然を享受できる街」であることを発信します。</p> <p>② 歴史文化財産を活用した芸術の企画 親鸞聖人の足跡や、上杉謙信ゆかりの地などの歴史に加えて、コンサートや手仕事展覧会など市民の芸術活動も盛んです。地域の人材と文化財を活用したコンサートや作品の展示など企画します</p> <p>③ 企業・農業・起業など各方面での就労支援の強化 柿崎には鉄鋼業を中心に優良企業が多数あります。就農支援との両輪で、就労の機会を上げ、地域のブランド力向上、人材の育成力を養います。 空き家を活用し、リモートワークや個人事業の起業による移住を促進します。</p> <p>④ 隣接の地域とのコラボレーションでパワーアップ 海も川も空も自然は繋がっています。 柿崎だけでも多様な自然ですが、隣接区との連携でさらに豊かで多様な自然の財産を広げます。</p> <p>⑤ のびのび子育てができ、年をとっても困らないまちづくり 今、私たちの目指す、公共交通の維持、保育園の充実が移住・定住を促進するための基盤となります。</p>

柿崎区地域協議会 地域活性化の方向性 委員提案

No.	柿崎区の地域活性化に向けて 構成要素
12	<p>柿崎区の <u>日本海に沈む夕日</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>写真、絵画、文芸（短歌、俳句、詩等）で、お気に入りの風景を紹介・募集し</u> ます。</p> <p>① 海のない県からの来訪者が多いので、夕日の魅力を発信 ② 海岸からの展望だけでなく、米山五合目からとか、水野からとかもきれい ③ 一年を通して、夕日を見る会を立ち上げる。 ④ ⑤</p>
13	<p>柿崎区の <u>山と平野と海</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>他の地域との違いを見つけ出し、外にアピールしていき</u> ます。</p> <p>① 米山のPRを考えて、米山の由来から柿崎との係わり等を題材にして外部に発信しては？ 米山を日本三大薬師の山として対外的にアピールして、米山薬師薬師如来像の安置場所の密蔵院と米山講、密蔵院～米山山頂までの米山古道の由来や現在の行事等をアピールして、柿崎地域全体の地域事業として発展させて対外的にPRしては？ ② 黒川・黒岩ふれあい祭り、下黒川地区夏まつり、柿崎夕日フェスティバル、柿崎時代夏まつりを一本化して柿崎区全区民が参加したいと思う事業にできないものなのか？ ③ かきざきまちづくり振興会が猿毛城登山道整備してしてくれたので、猿毛城址を起点に何か新しいイベントができないものか？ そして、そのイベントを区内外にアピールして多くの人に柿崎を知ってもらっては？ 天と地の関係で猿毛城のほうが高田城よりも有名では ④ ⑤</p>
14	<p>柿崎区の <u>海、山</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>リゾート化し来訪者を増やすとともに、地域住民のアイデンティティを醸成し</u> ます。</p> <p>① 海のある暮らしの魅力発信 ② 山のある暮らしの魅力発信 ③ 海や山を活かした企画の実施 ④ 海や山の素材を活かした特産品の企画 ⑤ 地域の地名や名所を曲にしたアーティストの排出</p>
15	<p>柿崎区の <u>海あり平野あり山あり</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>通年で人が訪れてくれる地域を作り</u> ます。</p> <p>① 地域住民の環境美化意識の向上 ② 各地域の文化、習慣等の再確認 ③ ○○体験ハウス等の他地域の人たちとの交流機会の整備 ④ 四季折々の柿崎の風景、人々の暮らしぶり情報の発信 ⑤</p>
16	<p>柿崎区の <u>立地</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>暮らす人に愛着、訪れる人に感動と再訪問したいと思う気持ちを育み</u> ます。</p> <p>① 山（米山）登山口に市内で一番近い登山道整備、車輻で八合目くらいまで行ける道路整備、駐車場にお土産店をつくる（展望） ② 北陸自動車道柿崎インターと国道8号を活用。柿崎道の駅構想（新井道の駅参考） ③ 川、海、道の駅を活用し、鮭の遡上を見学できる施設の建設（北海道千歳インディアン水車、水族館） ④ 海釣りができる釣り場の整備 ⑤</p>
17	<p>柿崎区の <u>海、山、自然</u> という個性（強み、特性）をいかして、 <u>地域内外からの集客、柿崎区の活性化を目指し</u> ます。</p> <p>① 地元の農産物、鮮魚、山菜等の販売が出来る施設、ふるさと村などの建設 ② ③ ④ ⑤</p>

「（仮称）地域独自の予算」の概要（案）

1 「（仮称）地域独自の予算」をつくる背景、目的

- 上越市は、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地などがあり、地域ごとに育んできた歴史や文化なども様々です。
- この多様性は当市の魅力ですが、人口減少や少子高齢化などが進む中では、地域の活力を保つことが次第に難しくなっています。
- このような中、それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現していくことが必要と考え、「（仮称）地域独自の予算」をつくることとしました。

2 「（仮称）地域独自の予算」で大切にしたいこと

- その1 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたいと考えています。
- その2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたいと考えています。
- その3 地域の団体や地域協議会が取組を提案できるとともに、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが、木田庁舎の各課等と同じように予算を要求できるようにしたいと考えています。



3 「(仮称)地域独自の予算」のポイント

※「総合事務所等」には、まちづくりセンターを含みます。

(1) 対象とする取組（「(仮称)地域独自の予算」で実現したい取組）

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組

特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

【取組のイメージ】

- 地元の道の駅や青空市場等で販売する農産加工品（レトルト、漬物、ファストフード等）の開発・製造・販売
 - 例 妙高市長沢地区「手作りこんにやく」
 - 富山県南砺市「いもがい餅」（里芋入りおはぎ）
- 地元の森林や耕作放棄地を活用した、大都市部をターゲットにした苔や山菜の栽培・販売
 - 例 島根県江津市「ごうつコケプロジェクト」
 - 岐阜県郡上市「山菜王国郡上づくり構想」
- 地元の食材と施設を活用した、自然食を提供するレストランや農村レストランの運営
 - 例 広島県神石高原町(じんせきこうげんちょう)「自然食レストラン高原の風」
 - 三重県多気町(たきちょう)「せいわの里まめや」
- 地域の農作業と食品製造事業等の組み合わせ、集落農業の受け皿、空き家の模様替え・転貸などのビジネスモデルによる地域課題の解決と新たな雇用の場の創出（人口減少対策）
 - 例 清里区「星の清里協同組合」
 - 島根県邑南町(おおなんちょう)出羽(いずわ)地区「合同会社出羽」
- 地域の歴史的資産、自然資産等を活用した集客・観光の創出
 - 例 頸城区「くびき野レールパーク公開及び枕木交換事業」（地域活動支援事業）
 - 中郷区「二本木駅を核とした地域活性化事業」（地域活動支援事業）

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組

生活支援、郷土愛の醸成、人材育成 など

【取組のイメージ】

- 移動サービスと日用品小売店（日用品供給事業）を組み合わせた高齢者の外出支援
 - 例 岩手県北上市口内町(くちないちょう)地区「店っこくちない」
 - 十日町市仙田地区「道の駅 瀬替えの郷せんだ」
- エネルギー供給の拠点となるガソリンスタンドの経営引継ぎ
 - 例 高知県四万十市大宮地区「大宮SS」、宮城県丸森町筆甫(ひつぽ)地区「筆甫SS」
- 地域の自然環境等の活用・保全や、地域の生活拠点に活気を生み出す事業
 - 例 金谷区「滝寺自然公園整備と環境保全・保護活動」（地域活動支援事業）
 - 名立区「名立駅マイ・ステーション作戦事業」（地域活動支援事業）
- 地域づくりの実現や新たな取組の創出に向けた人材の研修や視察の実施、災害に対する備えと互助の精神を学ぶ講演会の開催
 - 例 大島区「大島地区活性化ビジョンの実現に向けた視察研修事業」（地域活動支援事業）
 - 三和区「東日本大震災にまなぐ事業」（地域活動支援事業）
- 区内多くの住民の参加が見込まれ、地域の連帯感醸成が期待される地域のイベント、偉人の顕彰
 - 例 高士区「ふるさと高士まつり」（地域活動支援事業）
 - 大瀧区「小山作之助の功績を称える事業」（地域活動支援事業）

対象としない取組

- ・新たな公の施設や市道などのインフラ整備
- ・単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
- ・公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- ・地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- ・政治活動・宗教活動を目的とする取組
- ・公序良俗に反する取組 など

(2) 予算の上限額や取組の終期

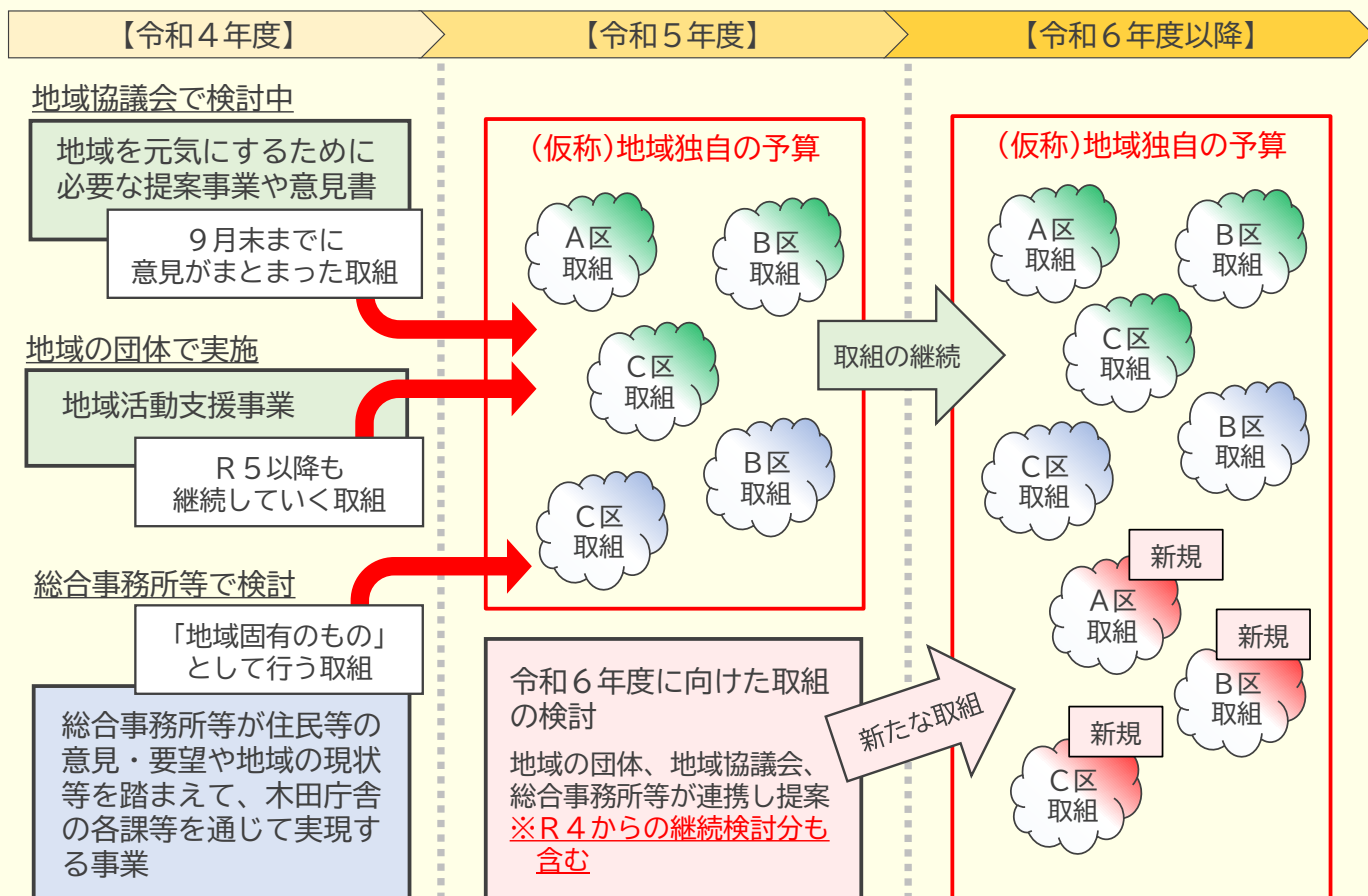
① 上限額

- ・原則、地域自治区ごとの取組件数や金額、また、1件当たりの金額の上限額は設けません。
※予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な額を精査していきます。
- ・地域の団体に対して市が補助金を支出する場合は、補助率の上限を7/10とします。ただし、これまで地域活動支援事業を活用してきた取組のうち、左記(1)①・②に該当する取組は、令和5年度予算での補助率の上限10/10とし、令和8年度までに段階的に上限を7/10に見直します。

② 「(仮称)地域独自の予算」で実現する取組の終期

- ・終期は設けませんが、取組は4年ごとに取組成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いを改めて見直します。
※例 令和5年度から継続していく取組は、8年度に見直します。
※予算化する取組は、複数年度の継続を見込む取組であっても、毎年度、市議会での予算案の議決を要します。

◎ 「(仮称)地域独自の予算」でつくり上げる予算のイメージ図



「全市的な制度・事業」として行う取組は、木田庁舎の各課等がとりまとめ、これまでどおりの予算要求の手順を踏んで、全市の取組として実施

(3) 予算ができるまでの流れ

① 取組の提案

- ・ **地域の団体や地域協議会は、希望に応じて、総合事務所等に取組を提案**します。
※提案された取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されることから、提案されたことをもって、取組の実現を約束するものではありません。
※総合事務所等も取組を提案します。

② 関係者による取組案の具体的な検討

- ・ **提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と互いに連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討**します。

○ **地域の団体が提案し、自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、地域の団体は総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体に取組の一部をお願いする場合、地域の団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるよう総合事務所等と一緒に働きかけます。**

○ **地域協議会が提案する場合、地域協議会は関係する地域の団体や総合事務所等とともに、調査や検討を行います。**

○ **総合事務所等が提案する場合、総合事務所等は取組に関わる地域の団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。**

※ 調査や検討の内容により、木田庁舎の各課等も連携や実務を担います。(次の③も同じ)

※ 総合事務所等は、適宜、地域協議会と情報共有していきます。

③ 予算要求

- ・ **総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求**します。
※15区では、まちづくりセンターの体制を考慮し、自治・地域振興課がとりまとめて要求します。
※地域の団体は、総合事務所等と連携しながら次年度の取組実施に向けた準備を始めます。

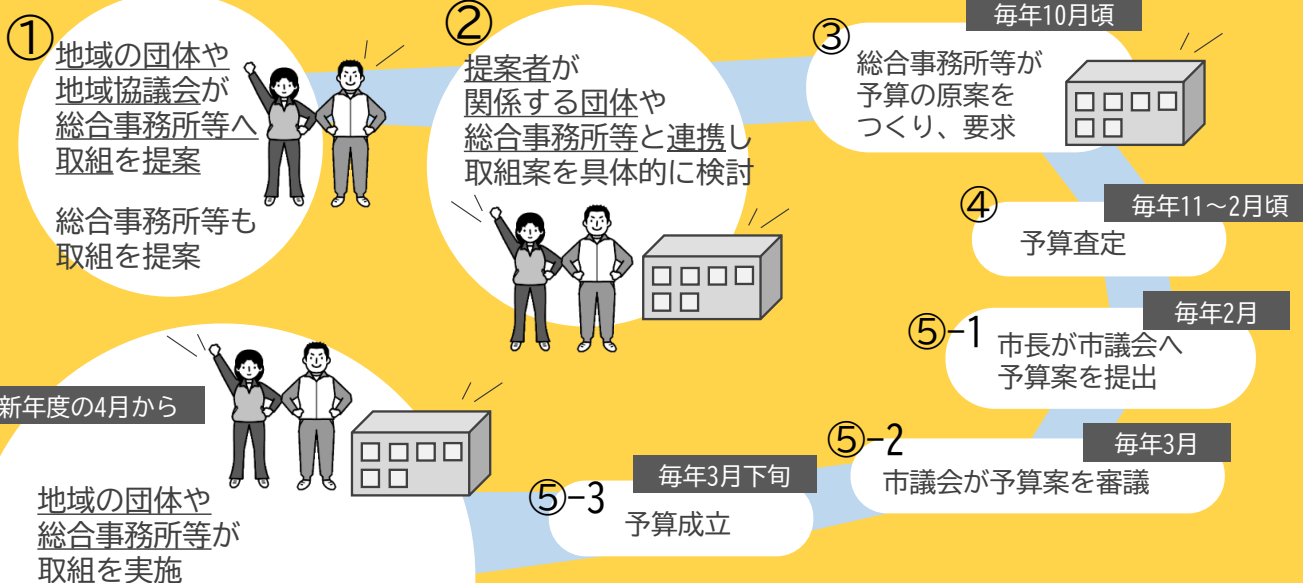
④ 予算査定

- ・ 予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、**最終的に市長が予算案への計上の可否を決定**します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → 市議会の予算審議 → 予算成立

- ・ **市長が市議会へ予算案を提出**し、**市議会が予算案を審議**します。

「(仮称)地域独自の予算」ができるまでのイメージ(令和5年度予算案から実施)



「(仮称) 地域独自の予算」 エントリーシート

令和4年 月 日

地域自治区名	柿崎区		
取組の名称	事業		
団体等の名称		団体等の 所在地	
代表者氏名		電話番号	
担当者	氏名	電話番号	
	住所	FAX番号	
		E-mail	

備考 担当者の欄は、市から取組内容等を確認する場合の連絡先を記入してください。

1 団体の概要

団体等の設立目的	
設立年月日	年 月 設立
構成員数	人 (令和 年 月 日 現在)
直近の会計収支決算	・収入額 千円 ・支出額 千円 ・収支差額 千円 (期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)
団体等の沿革	

2 事業計画

(1) 対象とする取組の区分 ※該当する箇所に☑

- ①地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
- ②地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組

(2) 取組の継続性 ※該当する箇所に☑

- これまでに地域活動支援事業として実施した事業の継続的な取組
(最終実施年度： 年度)
- これまでに地域活動支援事業として実施したことのない新たな取組

備考 該当する方にレ点を記入してください。

(3) 取組の目的及び期待する効果（これまでの経緯を含む）

①取組の目的

②期待する効果

③これまでの経緯

(4) 取組の内容及び実施方法

①取組の内容

②実施方法

(5) 取組の実施期間及び実施スケジュール

取組の実施期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
取組の実施 スケジュール	令和5年 4月
	5月
	6月
	7月
	8月
	9月
	10月
	11月
	12月
	令和6年 1月
	2月
	3月
	4月

(6)これまでの参加人数等

・令和元年度： ・令和2年度： ・令和3年度： ・令和4年度：
--

3 収支計画

ア 収入の部

(単位：円)

費 目	金 額	説 明
市補助金	円	
自己資金	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

イ 支出の部

(単位：円)

費 目	金 額	説 明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 規約、会則又は定款の写し
- (2) 見積書 (2社)
- (3) これまで実施した事業費 (1年分) の領収書又は直近の見積書 (写し)
- (4) 取組の概要がわかる位置図その他の工事図面 (写し)

4 次年度以降の活動の見通し

--

○上越市補助金交付規則

昭和46年9月29日

規則第56号

改正 平成16年12月28日規則第154号

平成23年7月25日規則第42号

平成24年12月28日規則第54号

平成28年3月31日規則第36号

令和3年10月5日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるものを除くほか、市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第2条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る収支予算書
- (2) 補助事業に係る事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第3条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付条件)

第4条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認等)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合においては、前4条の規定を準用する。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（第3号様式。以下「報告書」という。）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、報告書に市長が別に指定する書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を市に納入したとき、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定める財産

(様式の特例)

第13条 市長は、この規則の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、この規則に定める様式に代わる様式を定めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月29日から適用する。

(市町村合併に伴う特例)

2 旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大湊町、旧頸城村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村及び旧名立町から承継した補助金の交付に関する事業で市長が特に必要と認めるものについては、当分の間、この規則の規定にかかわらず、補助金の交付に関する手続を別に定めることができる。

附 則 (平成16年規則第154号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第42号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第54号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日以後に申請のある補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市補助金交付規則に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市補助金交付規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則 (令和3年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

補助金交付申請書

次のとおり交付くださるよう申請します。

年 月 日

(宛先)上越市長

申請者	住所				
	氏名又は名称				
補助事業の目的及び内容					
事業費	収入		支出		
	区分	金額	区分	金額	説明
	市補助金	円		円	
	計		計		
交付を受けようとする補助金の額			補助事業の完了予定期日	年 月 日	
同算出基礎					
その他		収支予算書、図面、事業概要等を添付			

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

(交付・不交付の決定)

※ 補助金の名称		※ 交付決定額	円
※ 交付条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付時期及び金額 ・ 不交付の場合 その理由 ・ 補助金決定の経過 ・ 交付条件 別添 補助金交付決定通知書のとおり		※ 支出科目
			. . .
			※ 予算額
			千円

※欄は、申請者において記載しないこと。

第2号様式(第5条関係)

第 号

年 月 日

様

上越市長



補助金交付決定(確定)通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、下記のとおり交付することに決定(確定)したので通知します。

記

補助事業の目的・内容			
補助金の名称			
補助金の交付額	決定額	変更額	確定額
	円	円	円
交付条件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。 3 上越市補助金交付規則に従うこと。		

第3号様式(第8条、第9条関係)

補助事業実績報告書

下記のとおり補助事業を完了しましたので報告します。

年 月 日

(宛先)上越市長

申請者	住所				
	氏名又は名称				
補助金の名称					
補助金の交付決定額	円	同 確定額	※	円	
補助事業の完了年月日	年 月 日	審 査	※ 係員	年 月 日 (印)	
事業の経過及び結果の概要					
事業費精算内訳					
	区 分	予 算 額	決 算 額	説 明	
収 入		円	円		
支 出					
収支差引額		円			
その他	収支決算書、完成写真、契約書、事業結果概要書等を添付				

※欄は、申請者において記載しないこと。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第8条、第9条関係）

補助金に関する基本方針

1 策定の趣旨

市では、複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応する一つの手段として、市民やNPO、住民組織などへの補助金の交付を通じて、様々な主体による公益活動を支援してきた。その一方、補助制度を創設し交付を開始すると、引き続き公益上必要であるとの判断の下、交付が長期化・固定化している実態がある。

補助金の交付に関する手続きについては、「上越市補助金等交付規則（昭和46年上越市規則第56号）」において規定するとともに、「補助金・交付金等の適正な事務処理要領（平成21年7月）」を定めるほか、各補助制度の要綱、要領等を整備し、適正な補助金の交付を行ってきた。

補助金は、反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源は主に市民の税金で賄われていることから、交付の目的、根拠・基準及び効果・成果について、明確な説明責任が求められる。

平成27年度を初年度とする第5次行政改革大綱及び同推進計画では、「補助金・交付金の見直し」を取組の一つに位置づけ、補助金の公益性、有効性、公平性・公正性、適格性等を確保することとした。補助金の交付を通じて、地域や公共の課題解決に向けた自発的な取組を促し、各種まちづくり活動を担う人材を育成するという観点も踏まえ、補助金の統一かつ基本的な考え方や見直しの基準を整理し、本基本方針を定めるものとする。

2 補助金の種別

補助金は、主にその交付を通じて市民等による主体的な公益活動の高まりを促すことを意図するものだが、交付の形態は様々である。補助の対象とする経費の内容及び市の裁量の有無から、補助金の種別を次のとおり整理する。

(1) 補助対象経費の内容に応じた種別

① 事業費補助金

- ・ 補助対象団体等が主体となって実施する事業に対する補助金

② 団体運営費補助金

- ・ 専ら補助対象団体の運営費に充てられる補助金

③ その他の補助金

- ・ 上記以外（個人への奨励金や助成金など）

(2) 市の裁量の有無による種別

① 義務的補助金

- ・ 国・県等が創設する補助制度上、市が協調して一定の割合ないし額を交付することが規定されている補助金
- ・ 補助対象団体等との協定等に基づき、将来の一定期間にわたり定額の交付を約している補助金

② 政策的補助金

- ・ 市が独自に創設する補助金
- ・ 国・県等の補助制度の効果を高めるため、市の裁量で付け足しする補助金（いわゆる「上乘せ・横出し」補助金）

3 補助金の基本原則

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 で「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、補助行為自体が例外である。

この本旨を踏まえ、次のとおり補助金に関する基本原則を定める。なお、既存の補助金については、本基本原則を踏まえて根拠や効果、内容等の点検を行い、不適当なものは、補助対象団体等や市民に対する説明責任に十分留意した上で、廃止・縮小するものとする。

① 公益性

- ・ 市が推進・奨励すべき事業と合致し、市政の推進に寄与する内容であること。
- ・ 市民全体又は地域社会の利益に直接又は間接的につながっていること。
- ・ 行政の補完的役割を担うものであること、又は補助することにより市が意図する目的の達成に資するものであること。

② 有効性

- ・ 現下の社会経済情勢に合致しており、必要性や効果が喪失していないこと、又は未だ補助目的の達成に至っていないこと。
- ・ 補助金を交付することが、行政手法として最も有効であること。また、補助対象の事業や取組が目指す効果を超える効果が見込まれる代替事業や類似事業が無いこと。
- ・ 補助目的や公益性の確保等の効果に対して、妥当な補助金額や補助率であり費用対効果が高いと認められること。

③ 公平性・公正性

- ・ 特定の個人や団体に限定せず、広く参加や申請の機会が与えられていること。また、特定している場合は、その他の団体や市民との間で公平性が保たれていること。
- ・ 補助金交付団体等の決定は、適正かつ公平な審査を行っていること。
- ・ 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況、所得要件等による制限を設けていること。

④ 適格性

- ・ 補助金交付規則、交付要綱等に基づく適正な運用、事務処理が行われていること。
- ・ 補助対象団体の事業活動の内容が、団体の目的と合致していること。
- ・ 補助対象の事業及び経費が、補助対象外のものと明確に区分されていること。

4 補助金の見直しの基準

基本原則を踏まえつつ、次の基準等により補助金の見直しを行うものとする。

(1) 要綱、要領等の整備

- ・ 補助の目的や効果、対象事業、補助金額の算出方法、交付手続などを明確化し、透明性を確保するため、要綱、要領等（以下、「交付要綱等」という。）を整備すること。

(2) 終期の設定

既存・新規の別なく、以下により終期を設定すること。

- ・ 国・県等の補助制度を受けて交付する補助金については、国・県等の補助制度の終了時を終期とする。
- ・ 法令、協定や協議に基づく補助金については、当該法令、協定や協議に定める期間を終期とする。
- ・ 特定財源の活用を前提として創設した補助金については、特定財源の終了時を終期とする。
- ・ 市の施策の奨励や誘導を目的とする補助金については、目的に対し一定の効果が認められる時点をあらかじめ予測して終期とする。
- ・ 上記以外は、終期を4年以内（既存の補助金は平成30年度末以前）とし、以降、4年をもってゼロベースで見直しを行うものとする。

(3) 手法の見直し

- ・ 目的が類似する補助金や補助対象団体等が同一であるものについては、費用対効果を勘案した上で、整理統合すること。
- ・ 市の関与が大きく、実質的に市が主体性をもって実施することがふさわしい事業に対する補助金については、委託への転換を検討すること。

(4) 補助金の内容

① 補助対象経費

- ・ 補助対象の事業を精査し、実施内容及び所要経費は、合理的かつ必要最小限（最も安価な手法）とすること。
- ・ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、慰労的な研修費及び社会通念上、公金での支出が適切ではない経費は、補助対象外とすること。

② 補助率

- ・ 補助率は、補助対象事業が補助対象団体等による主体的な事業であって市はこれを支援する補助金の本旨から、2分の1以下とすること。
- ・ 2分の1を超える補助率とする場合は、行政が担うべき役割の度合いにより設定すること。
- ・ 他の団体等からの補助金がある場合は、補助対象事業費から当該補助額を除外した上で、補助率を2分の1以下とすること。
- ・ 国・県等で定める補助基本額を超える上乗せ補助は、実施しないこと。

③ 自主財源

- ・ 補助対象団体等に対し、団体構成員からの会費徴収や協賛金の獲得など、実施主体として自立することに向けた自主財源の確保を促すこと。

④ 団体運営費補助金

- ・ 補助対象経費について、団体運営費と事業費を明確に区分すること。
- ・ 団体運営費補助金の本来の趣旨は、初期の段階において運営基盤がせい弱である場合において、自立できるまでの一定期間を支援するものであることから、団体の自立促進を図るために必要な団体運営費の補助金の段階的な縮減措置を検討すること。併せて、事業費補助金への移行を検討すること。

⑤ 補助金により取得した備品・財産の処分

- ・ 補助金により取得した備品・財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数(又は当該耐用年数の範囲内で定める期間)を勘案し、交付要綱等において、処分制限期間等の要件を規定すること。

(5) 補助金の運用

① 審査の徹底

- ・ 交付要綱等に則り、交付申請と実績報告の段階において、補助対象事業の実態を把握の上、十分な審査を行うこと。
- ・ 補助対象団体等に対し、公表を前提にした書類の整備や的確な会計及び事務の処理を求めること。また、事業完了後、速やかに実績報告書を提出するよう促すこと。
- ・ 補助の目的や目標の達成状況等の効果を検証するため、実施した事業の具体的内容や経費の使途、計画に比べどのような成果があったのかを実績報告書で十分な説明を求めること。

② 事務局体制

- ・ 補助金を所管する課等が、当該補助金の補助対象団体の事務局としての事務を兼務している場合は、当該団体の事業内容等を踏まえ、自律的な運営の促進に努めるとともに、不適切な事務処理を未然に防ぐ視点から、早期に兼務体制の解消を図ること。
- ・ やむを得ず、所管課等が事務局となる場合は、事務局の事務を行う者と、補助対象事業の検収を行う者を同一人としなないこと。

③ 概算払い

- ・ 概算払いは支出の特例であることから、必要性を十分に検討の上、交付要綱等に規定すること。
- ・ 補助金の支出は、補助事業の完了をもって行うものであるが、交付先団体等の資金状況により、事業着手時又は事業完了前に資金が必要な場合は、交付申請時に資金計画書の提出を求め、内容を審査した上で必要最小限の概算払いを行うこと。

④ 繰越金・剰余金による補助金の取扱い

- ・ 事業費補助金について、補助対象事業の決算における繰越金や剰余金が見込まれる場合は、清算を求めること。やむを得ず繰越金等が生じる場合は、市の補助額や補助対象団体の自主財源を勘案の上、補助対象事業を継続して実施する場合に必要な準備経費など必要最小限とすること。
- ・ 団体運営費補助金について、当該団体の決算時の剰余金が累積し、市からの補助金の交付がなくても団体運営が可能と判断される場合は、翌年度以降の補助金の交付を休止すること。

⑤ 補助金の交付状況の公表

- ・ 補助金の交付に関し、市民に対する明確な説明責任を果たすとともに、透明性を確保するため、交付要綱等のほか、個人情報に関するもの以外は、補助金の名称、補助内容、補助額、交付先等の交付状況を公表すること。

柿崎空き家活かそうプロジェクト 会議記録

日時	令和4年8月30日(火) 18:00~19:50	出席者	地域協議会：蓑輪委員長、吉井会長、 小出委員、箕輪委員 建築住宅課：佐藤参事、朝日係長
場所	柿崎コミュニティプラザ 3階 市民活動室		
記録者	箕輪委員	欠席者	片桐(宏)委員、片桐(充)委員、中村委員
標 題	第20回柿崎空き家活かそうプロジェクト会議		
<p>建築住宅課と意見交換を行いましたので、その内容を報告します。</p> <p>1 柿崎空き家活かそうプロジェクトのこれまでの活動及び今後の取組内容</p> <p>○ 蓑輪委員長が中間報告書、空き家利活用支援チラシに沿って、委員会の目的、これまでの活動内容、検討結果、今後の取組内容を報告した。</p> <p>○ 建築住宅課の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家は、個人の資産であることから大きな制約がある。そのことを前提にして、空き家対策は個人、地域、行政、各種団体がそれぞれできること、役割を果たしていかなければならない。 ・令和3年4月、第2期上越市空き家等対策計画を策定した。2期計画では、空き家の発生を未然に防ぐ「予防」の視点を新たに加え、「適正管理」「利活用」「予防」の3つの視点で空き家等対策に取り組んでいる。 <p>2 市の空き家対策に対する事前質問の回答</p> <p>(1) 空き家情報バンクについて</p> <p>Q1 担当課として、空き家情報バンクの登録件数や成約件数の数値をどのように評価しているか。</p> <p>A1 空き家情報バンク制度は、公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会と協定を締結し実施している。5年間の累計登録117件、累計成約54件で、成約率46.1%。一定の成果をあげてきた。</p> <p>登録物件は民間業者が扱っているものと比べると、「古い」「安い」「郊外」のものが多。民間業者は利益を追求しなければならないので、どうしても取り扱いやすく売却しやすい物件を対象とする。補正予算を組み、登録件数の拡充に取り組んでいる。</p> <p>現在、空き家情報バンクのホームページは、上越市のホームページの一部となっているが、独立させ内容もリニューアルし年内に開設する。検索性と操作性を高め、上越市の魅力を掲載し多くの人から関心を持ってもらい、登録件数、成約件数を増やしていきたい。</p> <p>Q2 無料相談会は、市役所木田庁舎または宅建会館で行われているが、登録を希望する人の中には、高齢等で相談に行くのにも困難な人がいることから、リモート相談の環境整備、出張相談会の開催など、各区総合事務所でも対応できるように改善できないか。</p> <p>A2 無料相談会は毎月第2火曜日が市役所木田庁舎、第4火曜日は上越宅建会館(春日野1丁目)でそれぞれ午後で開催している。</p> <p>来場が困難な場合は書類審査で対応しているケースもあるので、高齢者等は</p>			

事前に一報いただきたい。ただし、登録にあたっては、必ず本人立会いのもと現地確認が必要である。

無料相談会は、当番の不動産業者が対応している。予約制なので、ある程度の相談があれば宅建協会と検討して総合事務所でも開催することができるかもしれない。

Q 3 登録する際には、建築図面や登記書類等の専門的な資料の準備が必要だが、日頃、市民にはなじみのない資料であり、資料の簡略化や資料を準備するための手続きに関してサポートはできないか。

A 3 無料相談会は、事前に「空き家登録シート」と「登録同意書」が必要。不明な個所は現地調査で補正するので、未記入でも差し支えないことを説明している。

Q 4 空き家情報バンクの登録数を増やすために、バンクに登録することにより安心して建物の売買等の契約交渉を行うことができるほか、何かメリットがあるような制度にできないか。

A 4 メリットは、行政が関わっていることで信頼が大きいことだ。

今まで空き家の適正管理に重点を置いてきた。今後は空き家の利活用を増やし、予防にもつなげていく。空き家対策が新たなステージに入ったと考えている。

空き家情報バンクに登録し成約するまでに、宅建協会は現地調査、公共インフラを把握するための基礎的調査、現地案内を行う。時間的拘束も大きい。これらの負担に対応するため、市は7月から空き家を登録するごとに宅建協会へ現地調査負担金を支払うことにした。今後、登録数が増えることを期待している。

(2) 移住・定住政策強化のための担当部署（窓口）の一本化について

Q 5 移住・定住促進強化のために、自治・地域振興課の上越市ふるさと暮らし支援センター業務と建築住宅課の住宅対策係が担当している空き家利活用業務を担う専門担当部署の新設の構想はないか。

A 5 現時点で、専門部署の新設の構想はない。

移住・定住対策は、産業部門や農業部門などが関わり、適宜、担当者会議を行い連携して多くの施策に取り組んでいる。当課に相談があった場合には、自治・地域振興課と連絡をとり、相談者に負担をかけないよう可能な限りワンストップで対応できる体制をとっている。

(3) 空き家に対する各種補助金の予算と執行状況について

Q 6 令和元年度から令和3年度までの定住促進利活用補助金や家財等処分補助金等の各種補助金の予算と執行状況はどうか。

A 6 予算額及び決算額は別紙のとおり

これからも空き家が増加していくことは間違いない。さまざまな支援制度を利用して空き家の増加曲線をいかに抑えていくかが重要だ。

3 建築住宅課の主な発言内容

- ・空き家登録シートは、市のホームページに掲載している。また、連絡をいただければ郵送も可能である。空き家のことで困っている人は、13区に空き家の担当者があるので、ぜひ相談してほしい。

- ・市は、空き家を危険度が非常に高い特定空き家、管理不適切、経過観察の3種類に分類している。そのうち、経過観察の空き家が市内でおよそ2,000件あり、適正管理及び利活用についての文書を送付し、空き家情報バンクの登録を進めていく。
- ・空き家情報バンクは、空き家を登録することにより少しでも売却の可能性を広がる。それは、空き家の適正管理の一環でもある。
- ・空き家対策の中で行政ができることは限られているので、まずは危険な空き家を減らすことが大眼目だ。業者が扱う物件から外れた空き家で、まだ人が住める、安く買いたい人のために空き家情報バンクがスタートした。これからは、経過観察の空き家2,000件についても、空き家情報バンクに取り込んでいきたい。
- ・行政がどこまで不動産の取り扱いに踏み込めるかは非常に難しい課題だ。民間と行政の棲み分けが必要だ。行政が把握していない空き家が多くあり、それらは不動産業者が販売、貸し付けている。そこまで行うのは、市の空き家施策ではない。
- ・そもそも空き家対策は、崩壊したらどうするかという防災面から始まったことから、適正管理の面が強い。民間と行政がそれぞれ担う部分はあるが、これからは空き家情報バンクに民間業者が取り扱う自社物件の登録を増やし充実させていきたい。

以 上

みんなの保育園を考える会 会議記録

日 時	令和4年8月29日(月) 18:30～19:30	出席者	小山委員長、吉井会長、白井副会長、 貝谷委員、武田委員、吉村委員
場 所	柿崎コミュニティプラザ 3階 市民活動室		
記録者	吉村委員	欠席者	岩野委員、薄波委員
標 題	第6回 みんなの保育園を考える会		

○本日のテーマ

保育課との協議結果を踏まえた委員会の今後の進め方について

1 保育所との協議結果の報告

- ・8月18日、吉井会長、白井副会長、小山委員長は、意見書提出までのスケジュール及び「保育園に関する保護者アンケート調査」の結果提供を議題に保育課と協議を行い、小山委員長が協議結果を報告した。

2 委員会の今後の進め方

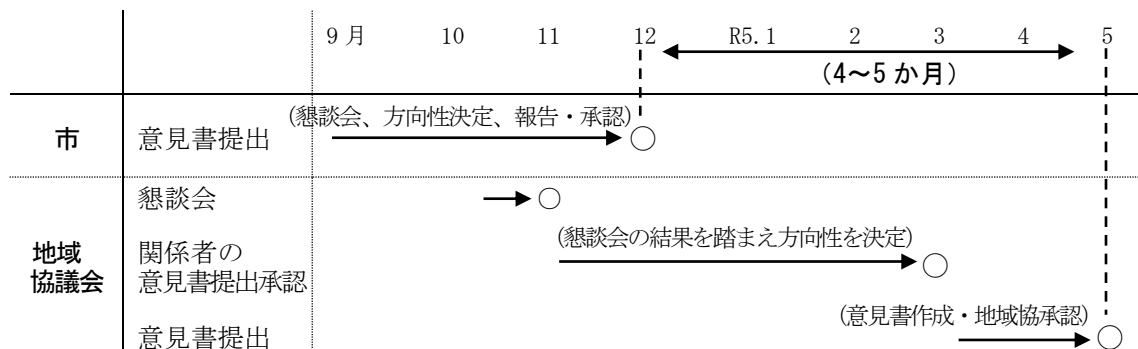
(1) スケジュールについて

- ・地域協議会と市では、意見書提出までのスケジュールに4か月のずれがあり、意見書提出のために必要な保護者との懇談会や町内会長への説明会開催等を考えると、市のスケジュールでの対応は難しい。
- ・意見書提出後、保育課が保護者、町内会長等へあらためて説明に入ることが良いと考えられることから、保育課との協議の中で市のスケジュールの見直しを求めた。
→保育課から連絡(8月30日)

地域協議会が示した令和5年度当初の意見書提出に合わせて、保育園の再配置等に係る計画策定に向けたスケジュールを再検討し対応する。

- ・保護者会役員との懇談会を11月に開催する。
- ・懇談会は、保護者に納得してもらえる資料を示し、きちんと説明することが大切
- ・資料は次のとおり作成する。

- ①平成29年度に作成した「柿崎区内の保育施設の概要」を基に、現在の数値等に更新する。
- ②区内4保育園のほかに、視察したなおえつ保育園、近隣のよしかわ保育園と大湊区の2保育園を追加する。
- ③施設の概要だけでなくサービスの実施の有無、内容も加える。
- ④別紙で区内4保育園別の児童数の将来推計を示す。



(2) 保育園に関する保護者アンケート調査結果について

- ・アンケート結果に基づいて懇談会の資料作成や説明を行われなければならないため、8月18日の保育課との協議の中であらためてアンケート結果の提供を要望した。

→保育課から連絡（8月30日）

アンケート結果を提供する。ただし、どのような形で提供するかを検討しているので、もうしばらく待ってほしい。

○次回の委員会開催予定

- ・日 時：9月15日（木）午後6時30分～
- ・会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 市民活動室
- ・議 題：懇談会の資料について

以 上

柿崎保健センターの廃止及びコミュニティプラザへの用途変更について

1 市の方針

柿崎保健センターについては、通年で行われていた乳幼児健診や母子保健教室等を大潟保健センターでの合同実施に変更したことに伴い、本来の保健事業の利用が減少し、主に市民活動等の場として活用されています。

そのような利用実態を踏まえ、柿崎保健センターについては、公の施設の適正配置計画に基づき、令和4年度末で廃止し、その後は、併設する柿崎コミュニティプラザに用途変更することとしています。

なお、柿崎コミュニティプラザへの用途変更後も、現在の利用形態が変わるものではありませんので、現状と同様に市民活動等の場として活用いただきたいと思います。

2 施設概要等 参考資料のとおり

3 柿崎コミュニティプラザとしての活用（案）

現状の利用形態を継続するものとし、主に市民活動等の場として活用されているスペースについては貸館施設として位置付け、現在の利用者はもとより、広く市民の方から利用いただけるスペースとします。

現在、外部団体の事務室として使用しているスペースや主に市の会議や事業等で使用しているスペースは、貸館施設とはせず現状の利用を継続します。

○柿崎保健センターの施設一覧

階数	施設名称	用途変更後の位置付け
地下1階	栄養実習室	現状どおり
1階	運動指導室	現状どおり
2階	保健指導室	現状どおり
	栄養指導室	現状どおり
3階	検査室	現状どおり
	集団指導室	【貸館】多目的ルーム

4 今度のスケジュール（予定）

- ・令和4年9月 : 地域協議会への事前説明
- ・令和4年10月 : 地域協議会への諮問・答申
- ・令和4年12月 : 市議会定例会へ提案
- ・令和5年4月 : 柿崎保健センターの廃止
柿崎コミュニティプラザとして供用開始

保健センター（柿崎、吉川、中郷、名立）の廃止及びコミュニティプラザへの用途変更について

施設概要

施設名称	柿崎保健センター	吉川保健センター	中郷保健相談センター	名立保健センター
利用時間	8時30分～17時00分	8時30分～17時00分	8時30分～17時00分	8時30分～17時00分
休館日	土曜日及び日曜日、休日 12/29～翌年1/3	土曜日及び日曜日、休日 12/29～翌年1/3	土曜日及び日曜日、休日 12/29～翌年1/3	土曜日及び日曜日、休日 12/29～翌年1/3
施設	地下1階：栄養実習室 1階：運動指導室 2階：保健指導室、栄養指導室 3階：検査室、集団指導室	1階：事務室、多目的ホール、診察室1、診察室2 2階：集団指導室、調理実習室、資料保管庫	1階：事務室、検査室、診察室1、診察室2、集団指導室・計測室、医師控室	2階：集団検診室、調理実習室、研修室、母子保健室
設置年月	昭和58年7月	平成6年9月	昭和61年3月	昭和58年3月
構造	RC造	RC造	RC造	RC造
延べ床面積	603.30 m ²	707.58 m ²	561.15 m ²	497.63 m ²
利用者数 (R2年度)	1,608人	5,660人	1,726人	0人
維持管理経費 (R2年度決算)	1,180千円	2,241千円	1,696千円	2,077千円
用途変更する施設(貸館) [*]	集団指導室→多目的ルーム	多目的ホール→会議室 集団指導室→会議室 調理実習室→調理実習室	集団指導室→多目的室 医師控室→多目的室	—

※コミュニティプラザへの用途変更後に貸館としない施設は、現状の利用を継続する。